

鳥インフルエンザ(H5N1)発生国及び人での確定症例(2003年11月以降)

(WHO・OIEの正式な公表に基づく)

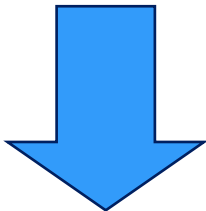


注) 上記の他、人への感染事例として、
 1997年香港(H5N1 18名感染、6人死亡)
 1999年香港(H9N2 2名感染、死亡なし)
 2003年香港(H5N1 2名感染、1人死亡)
 2003年オランダ(H7N7 89名感染、1人死亡)
 2004年カナダ(H7N3 2名感染、死亡なし)
 2007年英国(H7N2 4名感染、死亡なし)
 2012年メキシコ(H7N3 2名感染、死亡なし)等がある。

■ : 家禽等でのH5N1が認められた国
 ■ : 人でのH5N1発症が認められた国

参考: WHOの確認している発症者数は計610人(うち死亡360人)

2012年12月17日現在
 厚生労働省健康局結核感染症課作成

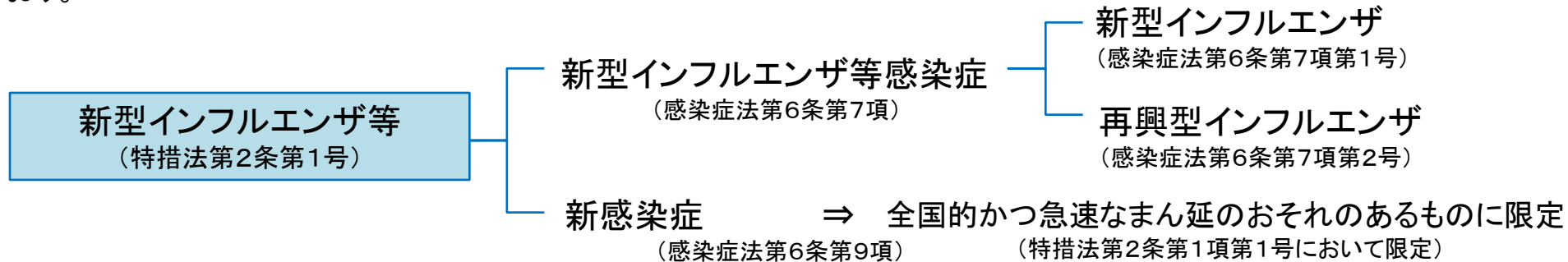


○ 政府行動計画の実効性をさらに高め、新型インフルエンザ発生時に、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を制定。

➤ 特措法の対象疾病

- 新型インフルエンザは、他の感染症と異なり、国民の大部分が免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済の安定を著しく阻害する可能性が高いことから、このような事態に備えて、今般新たな法律を設けたところ。
- 未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に、社会的影響が大きなものが発生した場合は、新型インフルエンザと同様、国家の危機管理として対応する必要があることから特措法の対象としたところ。

※ 特措法上の「新型インフルエンザ等」と感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」「新感染症」との関係は、以下のとおり。



<対策実施上の留意事項>

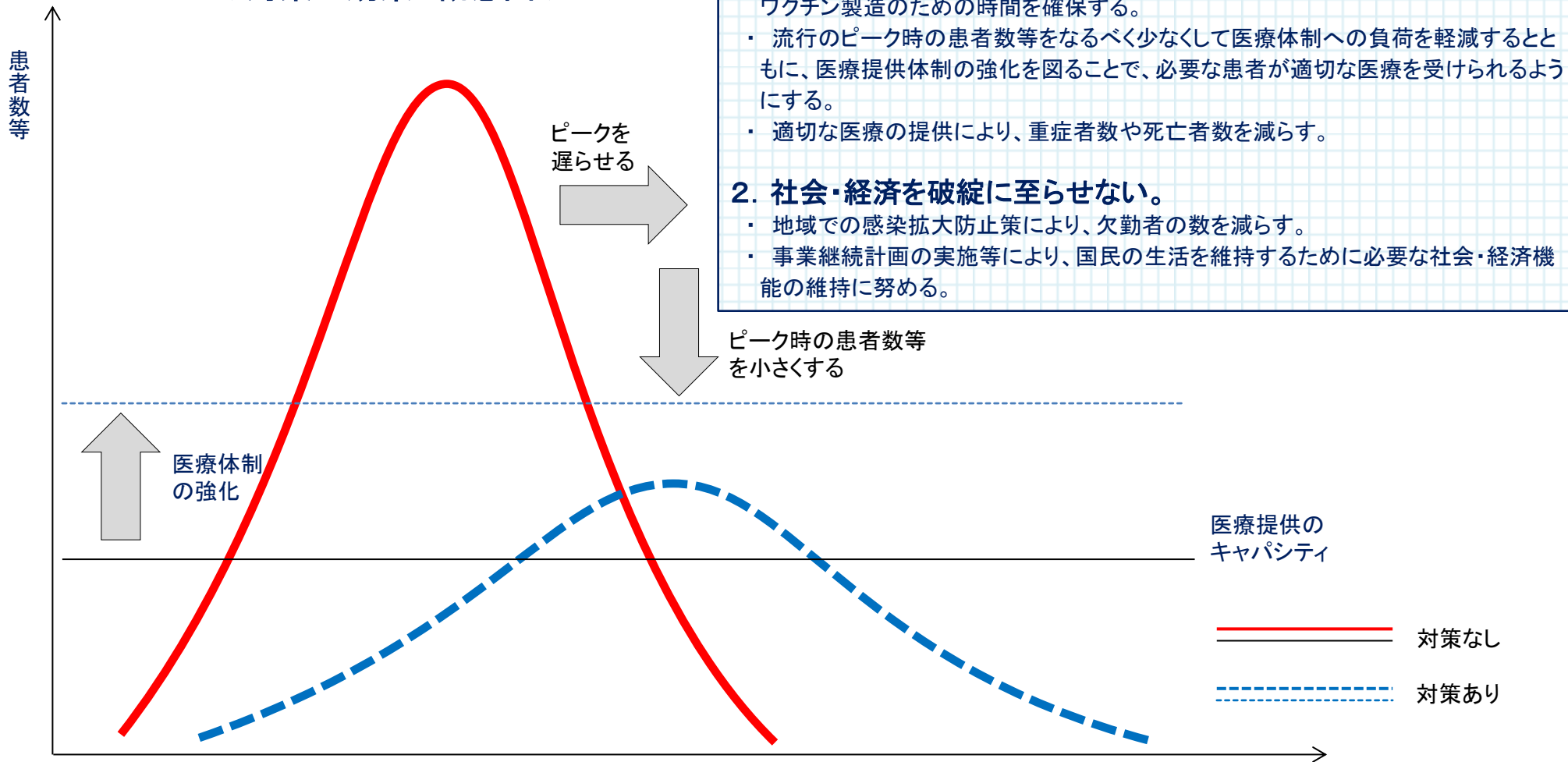
行動計画・ガイドライン事項

- 特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、発生するまで具体的な特徴等が分からず、その正確な知見を得るまでには相応の時間が必要である。
そのため、実際の対策は、発生当初の病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施し、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。
- 行動計画は、未知の感染症であるが、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染を念頭にしつつ、さまざまな状況に対応できる対策の選択肢を示すものとする。
- OSARSのような新感染症が発生した場合、治療薬やワクチンも無い可能性が高いため、公衆衛生対策がより重要となる。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 社会・経済を破綻に至らせない。

⇒ この目標を実施するべく、迅速な対策のための明確な体制を構築する。

< 対策の効果 概念図 >



1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークをなるべく後ろにずらし、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2. 社会・経済を破綻に至らせない。

- ・ 地域での感染拡大防止策により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の実施等により、国民の生活を維持するために必要な社会・経済機能の維持に努める。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概観

「新型インフルエンザ」及び全国かつ急速なまん延のおそれのある「新感染症」への対策

新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備

(1) 行動計画等の作成

① 国、都道府県、市町村の行動計画の作成

行動計画作成にあたって、議会報告

② 指定公共機関(電力、ガス、医療、輸送等を営む法人)・指定地方公共機関の指定・業務計画の作成

(2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする

(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(4) 発生時における特定接種(医療関係者、社会機能維持事業者の従業員等に対する先行的予防接種)の実施

(5) 海外発生時に水際対策の的確な実施

登録事業者(指定地方公共機関を含む。)の登録

都道府県、市町村の対策本部の設置に必要な事項は条例化

前

発生

(厚労相が感染症法に基づく「新型インフルエンザ等感染症」/「新感染症」に位置付け、政府は新型インフルエンザ等対策本部設置)

政府対策本部「基本的対応指針」の策定・公示

患者等に対する

医療等の実施

特定接種実施に必要な協力の要請

の要請

【患者・疑い患者の数が少ない等段階】感染症法上の措置を適用

緊急事態

政府対策本部による期間・区域・概要の公示(2年以内)

指定区域の都道府県の知事は「特定都道府県知事」として緊急事態措置

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」の際の措置

① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示

② 住民に対する予防接種の実施

③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設、土地の使用等)

④ 物資・資財の供給の要請

⑤ 緊急物資の運送の要請・指示

⑥ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用

⑦ 埋葬・火葬の特例

⑧ 生活関連物資等の価格の安定

⑨ 行政上の申請期限の延長等

⑩ 政府関係金融機関等による融資 など

損失補償

損害補償

後

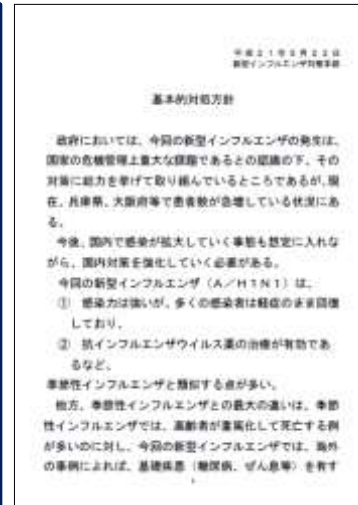
行動計画と基本的対処方針について【第6、18条】

行動計画について(第6条)

- **新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等の発生前(平時)に、政府、都道府県、市町村が、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を定めるもの(第6～8条)。<特に、政府行動計画は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階、外国において発生した段階、国内において発生した段階に区分して定めることとされている。(6条第3項)>**
- **実際に発生する新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴などを予測することは不可能であるため、病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すもの。**

基本的対処方針について(第18条)

- **新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部長が、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として実際に講じる対策についての基本的な方針を定めるもの。<基本的対処方針では、新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実、対処に関する全般的な方針、対策の実施に関する重要事項を定めることとされている。(第18条)>**
- **発生した新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、具体的に実施すべき対策を選択し決定する。**
- **新型インフルエンザ等の発生時、都道府県・市町村対策本部は、政府対策本部長が定める基本的対処方針及びその行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施。**



【例】「基本的対処方針」(2009年5月22日付け新型インフルエンザ対策本部)

新型インフルエンザ等対策(第2条第2項)

政府対策本部が設置された時から廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

国として整合性ある対策の実施を確保するよう、国・地方公共団体は、行動計画を作成・公表

	国	都道府県	市町村
行動計画に規定する主な事項	対策の実施に関する基本的な方針	対策の総合的な推進に関する事項	対策の総合的な推進に関する事項
	国が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザに変異するおそれが高い動物のインフルエンザの海外及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集 ・新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供 ・国内初発の場合における現地対策本部による対策の総合的な推進 ・検疫、登録事業者の従業員等に対する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・医療の提供体制の確保のための総合調整 ・生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置	都道府県が実施する措置に関する事項 ・ <u>新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査</u> ・ <u>新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供</u> ・ <u>感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置</u> ・ <u>医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置</u> ・ 物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの	市町村が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供 ・住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの
	登録事業者の従業員等に対する特定接種に係る登録の基準に関する事項		
	都道府県行動計画及び指定公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	市町村行動計画及び指定地方公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	
	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	<u>新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項</u>	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
	地方公共団体やその他の関係機関相互の広域的な連携協力の確保に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
	・閣議 ・国会報告	・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・内閣総理大臣に報告及び都道府県議会に報告、内閣総理大臣は必要な場合は助言・勧告	・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・都道府県知事に報告及び市町村議会に報告、知事は必要な場合は助言・勧告

指定(地方)公共機関について【第2、3、9、47、52～54条】

行政機関だけでは新型インフルエンザ等対策の
的確な実施は困難



指定(地方)公共機関
による協力が必要

指定公共機関・指定地方公共機関とは

○ 指定公共機関(第2条第6号)

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

○ 指定地方公共機関(第2条第7号)

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定(※)するもの

○ 義務等

① 責務(第3条第5項、6項)

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について対策を実施する責務を有する。
- ・ 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たり、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

② 業務計画の作成及び国(都道府県)への報告、関係地方公共団体への通知、要旨の公表(第9条)

③ 業務に係る対策の実施に必要な物資・資材の備蓄・整備・点検、施設・設備の整備・点検 (第10条)

④ 政府対策本部長による総合調整、指示(指定公共機関のみ)(第20条第1項、第33条第1項)

都道府県対策本部長による総合調整、指示(第24条第1項、第33条第2項)

⑤ 国(都道府県)に対し、労務、施設、設備、物資の確保について応援を求めることができる (第27条)

総合調整、指示(第20条、第33条)

「総合調整」とは、指定(地方)公共機関の新型インフルエンザ等対策に関する業務が、その目的、手段、手続等の見地から相互に調和して行われるように、助言、要請、勧告等により調整を行うもの。「指示」とは、方針、基準、手続等を示して一定の行為を実施させるものであり、「総合調整」に基づく所要の措置が実施されない場合で特に必要があるときに行う。

通則的な指定基準

- ① 法2条6号の要件(公共的機関・公益的事業を営む法人)に該当すること。
- ② 当該法人の行う業務が、指定公共機関が実施する措置として想定されるものとの関連性が保たれていること。
- ③ 当該法人の業務地域が広域にわたること。
※ 基本的には全国の見地から指定することを想定している指定公共機関の性格を踏まえ、指定地方公共機関との役割分担上、少なくとも、当該法人の業務の影響が及ぼされる地域が2以上の都道府県にまたがることとする。(北海道、沖縄は別途考慮)
- ④ 当該法人が民間企業である場合には、その事業の規模が相当の規模と認められること。
※ 同一業種の事業者間での整合が図られるよう、事業規模が同程度の事業者については、当該事業者の意向を尊重しつつも、ばらつきが生じないように指定。
- ⑤ 当該法人が措置を確実に実施することができるものと認められること。
※ 従業員数、業務用の施設・設備、経営状況等により確実に実施できるかどうか確認する。

I 期待される措置が国民保護法等と同一である公益的事業を営む法人は、同じ基準とする。

イ) 電気通信事業者の指定の考え方 : 通信及びその優先的取り扱いに対応

- ① 通信及びその優先的取り扱いを確保できること。
(一定程度の伝送路設備(電気通信回線設備)を自ら設置する固定電話会社及び携帯電話会社)
- ② 地域ブロックの相当範囲で電気通信役務を提供する事業者であること。
(全国規模で電気通信役務を提供する事業者)
- ③ 電気通信事業者の中で一定の事業規模を有していること。
(固定電話会社はマイライン登録者数、携帯電話会社は加入者数をおおむね10%程度以上)

ロ) 電気事業者の指定の考え方 : 電気の安定供給に対応

- ① 相当数の需要者に電気を供給する義務を履行する事業者であること。
(通常業務として、供給区域において電気を供給する法的義務を負う一般電気事業者、及び一般電気事業者を相手方としてその供給電力を補完する電力を供給する法的義務を負う卸電気事業者のうち国が政策的に供給需要を満たすよう設立した事業者)

ハ) ガス事業者の指定の考え方 : ガスの安定供給に対応

- ① ガスを広域の供給区域で相当数の需要家に供給する事業者であること。
- ② 複数の都道府県でガスを供給する事業者であること。
- ③ ガス事業者の中で一定の事業規模を有していること。
(需要家数(取り付けガスメーター数)を基準として、家庭用需要家数がおおむね100万個以上)

Ⅱ 期待される措置が国民保護法等と違いがある公益的事業を営む法人は、
 新型インフルエンザ等対策の特性を踏まえ、以下のような基準とする。

イ) 鉄道事業者 : 旅客及び物資の適切な運送, 緊急物資の運送

緊急事態時に

実施する業務

要請される業務

- ① 複数の都道府県の住民の相当数を運送する路線を運行すること。
- ② 旅客の運送に関して、鉄道事業者の中で一定の事業規模を占めていること。
 (営業キロ数がおおむね60km超であること)
- ③ 水、食料、医薬品、燃料等の緊急物資の輸送に関して、相当数の貨物を運送できること。
 (全国的規模で貨物運送事業を営む事業者であること)

ロ) 旅客自動車運送事業者(バス事業者) : 旅客の適切な運送

- ※業務地域が広域に渡る高速バスは、乗客が着席しており、感染拡大への配慮の必要性が低いため国の指定公共機関とはしない。
- ※路線バス事業者は、乗車率が高く感染拡大への配慮の必要性がある場合に、指定地方公共機関として指定することを検討。

ハ) 航空事業者 : 在留邦人の帰国支援

- ① 相当数の旅客を運送できること。
- ② 国際路線をジェット航空機で運航している事業者であること。
 (ジェット航空機は、旅客を運送する航空機にあつては座席が100席超のもの)

ニ) 旅客船事業者(旅客船フェリー事業者) : 旅客の適切な運送

- ※フェリーにおいては、感染拡大へ配慮するほどの混雑度は認められないため指定しない。

○その他公共的機関

特措法において、措置が実施されることが規定されている日本銀行及び日本郵便株式会社

Ⅱ 期待される措置が国民保護法等と違いがある公益的事業を営む法人は、
 新型インフルエンザ等対策の特性を踏まえ、以下のような基準とする。

イ) **貨物自動車運送事業者(トラック事業者)** : 緊急物資の運送 緊急事態時に 実施する業務 要請される業務

- ① 水、食料、医薬品、燃料等の緊急物資の輸送に関して、相当数の貨物を幹線輸送として運送できること。
- ② おおむね全国的な規模で事業を営んでいる事業者であること。(複数の地域ブロックに相当数の事業所を有していること)
- ③ トラック事業者の中で一定の事業規模を有していること。
 (広域的な貨物の運送に供することのできるトラックを概ね10000台以上保有)

ロ) **内航海運業事業者** : 緊急物資の運送

- ① 水、食料、医薬品、燃料等の緊急物資の輸送に関して、広域的に運送できること。
- ② 地域ブロックの相当範囲を運行する事業者であること。
 (3以上の都道府県内の港湾に寄港する片道の航路距離が300km以上の定期航路を運航している事業者)
- ③ 内航海運業者の中で一定の事業規模を有していること。
 (総トン数が1000トン超の一般貨物を運送する貨物船を3隻以上、又は、積載トン数が1000トン超の一般貨物を運送するコンテナ船を相当数運航している事業者)

ハ) **外航海運業事業者** : 緊急物資の運送

- ① 本邦と海外との間で相当数の水、食料、医薬品、燃料等の緊急物資を運送できること。
- ② 外航海運業者の中で一定の事業規模を有していること。(総トン数、保有隻数等)

○ **放送事業者**
 日本放送協会

○ **公共的施設の管理者**
 空港管理者: 検疫のための集約先空港(検疫のための協力業務が想定されるため。)
 道路管理者、河川管理施設: 新型インフルエンザ等発生時に想定される措置がないため、指定しない。

Ⅲ 特措法特有の「医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売」を行う法人は、以下のような基準とする。

イ) 医療機関：医療の確保

緊急事態時に

実施する業務

要請される業務

基準：医療の全国的・安定的な提供に寄与すること。

- ① 独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社
- ② 医療関係者による全国的な団体

公立医療機関については、指定(地方)公共機関となるものではないが、地方公共団体の行動計画において、その機能・活動を位置付け、新型インフルエンザ等の発生時においても医療の提供を継続することが考えられる。

※指定地方公共機関の考え方：

- ① 感染症対応に専門的な知見及び施設をもつ感染症指定医療機関(特定、第一種、第二種)
- ② 相当数の入院病床があり、救命対応が可能な医療機器等が整備されている。
- ③ 個別の医療機関の他に、全ての医療機関が新型インフルエンザ等の診療に関わる可能性があるという観点から、国民保護法等でも指定されている医療関係者による団体の指定も想定される。

基準：以下の医薬品、医療機器の全国的・安定的な提供が可能であること。

ロ) 医薬品：医薬品の確保、医薬品の配送

- ① 抗インフルエンザウイルス薬

指定対象：抗インフルエンザウイルス薬の製造販売業者を指定することとする。

薬事法に基づく製造販売承認を受け、品質保証、継続供給等の責務を有する製造販売業者。

- ② ワクチン

指定対象：新型インフルエンザ発生時において、国の指示の下、新型インフルエンザワクチンを生産し、日本国内に供給する義務等を有する製造販売業者を指定することとする。

ハ) 医療機器：医療機器の製造・販売の確保、医療機器の配送

- ① 人工呼吸器

指定対象：人工呼吸器の全国的な団体を指定することとする。

- ② 注射針、シリンジ

指定対象：注射針、シリンジの製造販売業者を指定することとする。

二) 医薬品・医療機器卸：医薬品の確保、医療機器の確保、医薬品・医療機器の配送

基準：医薬品・医療機器等の全国的・安定的な配送が可能であること。

指定対象：医薬品卸業者の全国的な団体を指定することとする。

青字: 国民保護法のみ指定公共機関 赤字: 災害対策基本法のみ指定公共機関 黒字: 両法共通 (平成24年10月1日現在)

指定公共機関

業種	事業者名	業種	事業者名
医療	日本赤十字社	道路管理	東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社
電気	沖縄電力株式会社 関西電力株式会社 九州電力株式会社 四国電力株式会社 中国電力株式会社 中部電力株式会社 東京電力株式会社 東北電力株式会社 北陸電力株式会社 北海道電力株式会社 電源開発株式会社 日本原子力発電株式会社	道路旅客・貨物運送	ジェイアール九州バス株式会社 ジェイアール四国バス株式会社 ジェイアール東海バス株式会社 ジェイアールバス関東株式会社 ジェイアールバス東北株式会社 ジェイ・アール北海道バス株式会社 中国ジェイアールバス株式会社 西日本ジェイアールバス株式会社 小田急バス株式会社 神奈川中央交通株式会社 近鉄バス株式会社 京王電鉄バス株式会社 京成バス株式会社 京阪バス株式会社 京浜急行バス株式会社 国際興業株式会社 西武バス株式会社 東急バス株式会社 東都観光バス株式会社 東武バスセントラル株式会社 南海バス株式会社 日本交通株式会社 阪急バス株式会社 阪神バス株式会社 三重交通株式会社 名阪近鉄バス株式会社 佐川急便株式会社 西濃運輸株式会社 日本通運株式会社 福山通運株式会社 ヤマト運輸株式会社
ガス	大阪瓦斯株式会社 西部瓦斯株式会社 東京瓦斯株式会社 東邦瓦斯株式会社	空港管理	新関西国際空港株式会社 中部国際空港株式会社 成田国際空港株式会社
鉄道	北海道旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社 九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社 小田急電鉄株式会社 近畿日本鉄道株式会社 京王電鉄株式会社 京成電鉄株式会社 京阪電気鉄道株式会社 京浜急行電鉄株式会社 相模鉄道株式会社 西武鉄道株式会社 東京急行電鉄株式会社 東武鉄道株式会社 名古屋鉄道株式会社 南海電気鉄道株式会社 西日本鉄道株式会社 阪急電鉄株式会社 阪神電気鉄道株式会社	航空	ANAウイングス株式会社 株式会社スターフライヤー 株式会社ジャルエクスプレス スカイネットアジア航空株式会社 スカイマーク株式会社 全日本空輸株式会社 日本航空株式会社 日本トランスオーシャン航空株式会社 北海道国際航空株式会社

指定地方公共機関(青森県)

業種	事業所名
医療	公益社団法人青森県医師会
ガス	青森ガス株式会社 八戸ガス株式会社 弘前ガス株式会社 十和田ガス株式会社 五所川原ガス株式会社 黒石ガス株式会社 社団法人青森県エルピーガス協会
運輸	十和田観光電鉄株式会社 弘南鉄道株式会社 津軽鉄道株式会社 青い森鉄道株式会社 南部バス株式会社 下北交通株式会社 弘南バス株式会社
道路管理	青森県道路公社
道路旅客・貨物運送	社団法人青森県トラック協会
報道	青森放送株式会社 株式会社青森テレビ 青森朝日放送株式会社 株式会社エフエム青森

業種	事業者名
水運	オーシャントランス株式会社 株式会社フェリーさんふらわあ 株式会社名門大洋フェリー 商船三井フェリー株式会社 新日本海フェリー株式会社 太平洋フェリー株式会社 阪九フェリー株式会社 マルエーフェリー株式会社 宮崎カーフェリー株式会社 井本商運株式会社 川崎近海汽船株式会社 近海郵船物流株式会社 栗林商船株式会社 琉球海運株式会社
金融	日本銀行
報道	日本放送協会
	朝日放送株式会社 株式会社TBSテレビ 株式会社テレビ朝日 株式会社テレビ東京 株式会社フジテレビジョン 株式会社毎日放送 関西テレビ放送株式会社 中京テレビ放送株式会社 中部日本放送株式会社 東海テレビ放送株式会社 名古屋テレビ放送株式会社 日本テレビ放送網株式会社 讀賣テレビ放送株式会社 大阪放送株式会社 株式会社ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ 株式会社日経ラジオ社 株式会社ニッポン放送 株式会社文化放送 東海ラジオ放送株式会社
通信	日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ ソフトバンクモバイル株式会社
郵便	日本郵便株式会社

※この他、独立行政法人が指定されている。

登録事業者、指定(地方)公共機関の関係

全事業者

登録事業者

現行の国行動計画上の「社会機能の維持に関わる事業者」

指定(地方)
公共機関

指定(地方)公共機関

- 指定公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、法で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。(災害対策基本法、国民保護法においても類似の制度がある。)
- 国が指定公共機関を、都道府県知事が指定地方公共機関を指定し、業務計画(新型インフルエンザ対策においては、事業継続計画に相当すると考えられる。)作成義務等を課す一方、行政機関の長等に対し応援要請等ができることとしている。

登録事業者

医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの。(第28条第1項)

登録事業者の責務

新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努める。(第4条第3項)

登録事業者と特定接種との関係

登録事業者の医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務に従事する者に対して、臨時の予防接種(特定接種)を行う。(第28条第1項)

登録事業者 (業務に関しては、指定(地方)公共機関よりも緩やかな枠組み)

- 登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。⇒ 小規模な診療所などについても、特定接種に係る事前登録を行うことを想定

【国の行動計画上の記載】

社会機能の維持に関わる事業者

医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者、報道機関等は、発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染予防策の実施などの準備を積極的に行うことが重要である(P12)

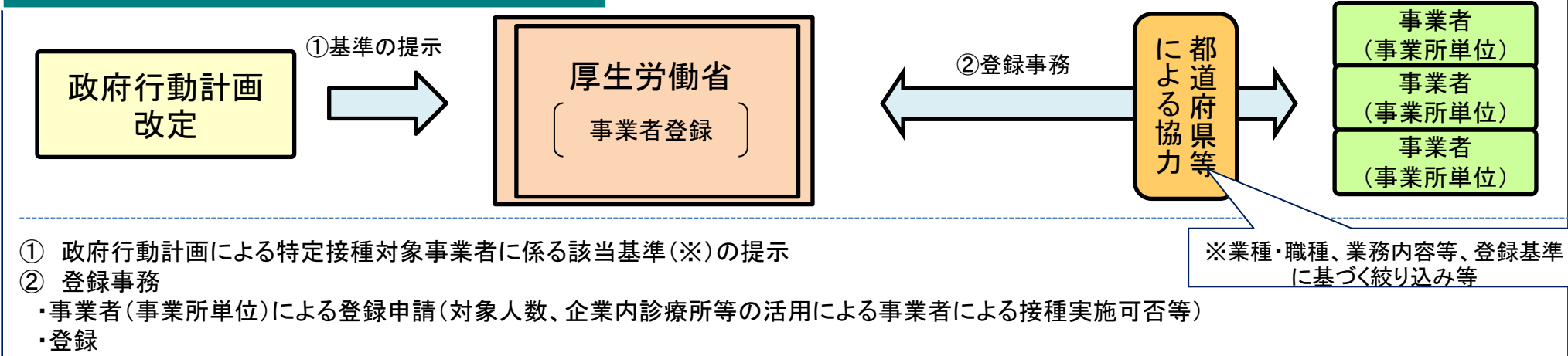
医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対しては、事業の継続が社会的に求められているため、ワクチンの先行接種等の支援を行う。(P24)

登録事業者に対する特定接種について【第28条】

登録の流れと接種のイメージ

特定接種の対象者		実施主体
医療従事者	登録事業者のうち、医療の提供の業務又は記憶民生活及び国民経済の安定に寄与する業務に従事する者	国
社会機能維持者		国
国家公務員	新型インフルエンザ等対策の実施に携わる者	国
地方公務員		都道府県、市町村

特定接種の対象となる事業者の登録



予防接種については、政府対策本部長が、その実施の可否を検討することとし、以下のようになることが想定される。

〔登録事業者の従業員等に対する特定接種〕

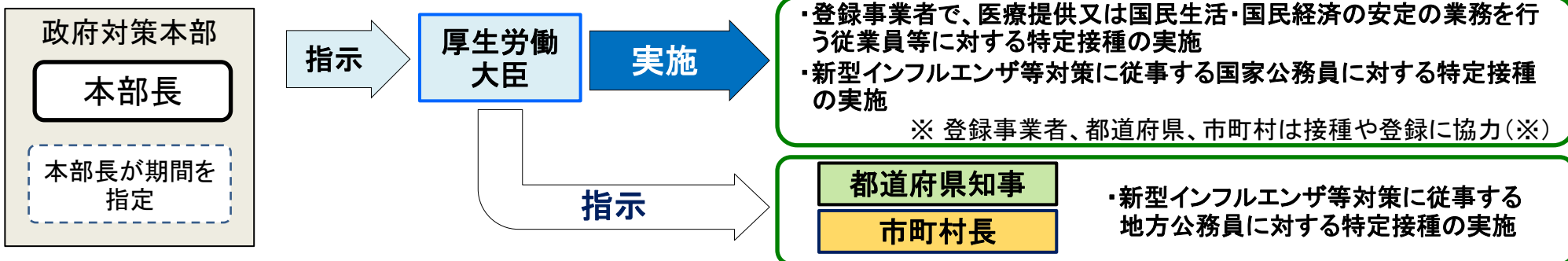
- 感染症予防法に基づく厚生労働大臣の新型インフルエンザ発生の公表
- 政府対策本部の設置
- 政府対策本部において、ウイルスの亜型や病原性等の情報を踏まえ、速やかに実施の可否を検討
- 政府対策本部長が厚生労働大臣に実施の指示
- 厚生労働大臣が、都道府県知事・市町村長に実施の指示(地方公務員)、登録事業者等に対する接種
- ※備蓄ワクチンがある場合には、緊急事態宣言前から実施されることが想定される。

登録事業者に対する特定接種について【第28条】

接種の流れ

特定接種(対象...登録事業者の従業員等) 登録事業者の登録基準は政府行動計画において明示

※プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチン(プレパンデミックワクチンが有効でない場合)の接種

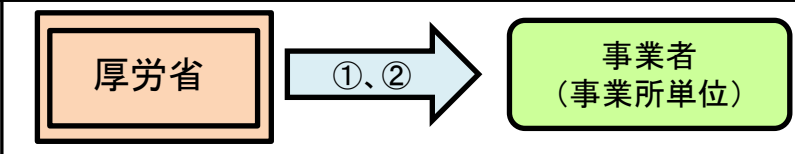


※ 登録事業者の選定・登録、接種場所(接種実施医療機関)の確保・委託事務、接種対象者(事業者)との連絡調整、ワクチンの流通管理などについて、都道府県や市町村の協力を想定。特定接種対象者や接種体制などの詳細は検討中。

登録事業者に対する特定接種のイメージ

※原則として集団的接種を実施。

(1) 事業者において接種体制を確保することが可能な場合



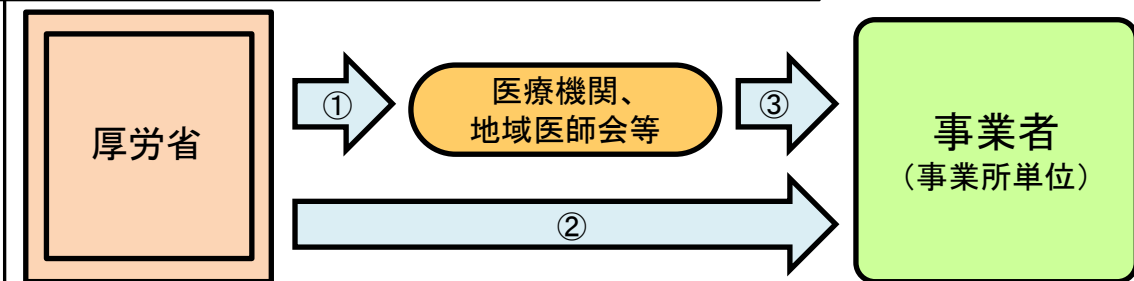
①協力依頼、委託等

都道府県等による協力

②接種の実施

※事業者は、企業内診療所を活用し接種。

(2) 事業者において接種体制を確保することが困難な場合



①医療機関、地域医師会等への委託
集団接種会場の確保等に係る協力依頼等

②接種日、接種場所の連絡

③接種の実施

都道府県等による協力

住民に対する予防接種について【第46条】(接種体制・実施主体)

予防接種(対象...住民)

※ パンデミックワクチンの接種

緊急事態宣言が行われる(病原性が高い)

特措法の住民に対する予防接種

緊急事態宣言が行われていない(病原性が高くない)

予防接種法の臨時の予防接種(特に「新・臨時接種」)

政府対策本部

対象者・期間について、基本的対処方針に規定

厚生労働大臣

都道府県知事

指示

市町村長

・住民に対する予防接種の実施
※ 国・都道府県は接種に協力

予防接種法第6条

※ 特定接種及び住民に対する予防接種については、行政による勧奨及び被接種者による努力義務を規定。

※ 健康被害救済(予防接種法の一類疾病相当の補償)については、予防接種を行った主体が実施。

特措法上の予防接種に関する体制・接種場所等について

住民に対する予防接種に関する体制

	緊急事態宣言が行われている	緊急事態宣言が行われていない
対象者	全国民	
特措法	第46条(住民に対する予防接種)	
予防接種法	臨時接種(第6条第1項)	新臨時接種(第6条第3項)
実施主体	市町村	
接種費用	公費負担	自己負担
接種方式	原則として集団的接種	
接種体制の構築	原則として、学校、保健センターなど公的施設で接種	
	医療従事者、入院中の患者等は、医療機関で実施	
予約	原則として、市町村で一元化して予約	
先行接種	新型インフルエンザ等対策有識者会議において検討中	
優先接種	新型インフルエンザ等対策有識者会議において検討中	
供給体制	政府保有・購入したワクチン流通を都道府県ごとに管理、原則10パイアル	

対象者の接種場所の設定について

見直し意見書+考えられる接種場所(案)

医療従事者	医療機関
入院患者	医療機関
基礎疾患有するハイリスク者	保健所、保健センター、学校などの公的施設、または、医療機関
在宅医療の受療中の患者	医療機関、当該患者の家
施設入所者	入所施設
事業所に従事する者(登録事業者以外の一般の事業者も含む)	保健所、保健センター、学校などの公的施設、または、事業所 ※登録事業者は特定接種として接種する場合あり
学生(中学生・高校生等)	保健所、保健センター、学校などの公的施設
その他一般住民	保健所、保健センター、学校などの公的施設

医療関係者への要請・指示、補償について【第31、46、63条】

医療の要請、指示について

- 都道府県知事は、医師、看護師等の医療関係者に対し、場所、期間その他の必要な事項を示して、新型インフルエンザ等の患者（疑い患者を含む）に対する医療や特定接種・予防接種を行うよう要請することができる。（第31条第1項、第2項、第46条第6項）
- 正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、医療関係者に対し、医療又は予防接種を行うべきことを指示することができる。（法第31条第3項）
- 要請に応じ、又は指示に従って、患者に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡したり、疾病にかかったりしたときは、都道府県知事は、その損害を補償しなければならない。（予防接種の実施の要請・指示を受けた医療関係者は補償の対象外）（第63条）
 - ※1 医療や特定接種・予防接種を行うよう要請する対象は、医療機関に対してではなく、医師等の個々の医療従事者の要請するもの。運用方法等については、今後国から示される予定。
 - ※2 この要請・指示の対象となる医療関係者の範囲、損害補償の内容・水準等は、政令等によって定められる

医療の実施の要請等と損失補償、損害賠償について

	第31条(医療等の実施の要請等)			
	第31条第2項	第31条第2項 (第46条第6項で準用する 場合を含む。)	第31条第3項	
	● 新型インフルエンザ等の 患者等に対する医療	● 予防接種 ・特定接種(第28条) ・住民に対する予防接種 (第46条)	● 新型インフルエンザ等の 患者等に対する医療	● 予防接種 ・特定接種(第28条) ・住民に対する予防接種 (第46条)
	要請*	要請*	指示**	
第62条第2項 (損失補償等)	○	○	○	
第63条 (損害賠償)	○	×	○	×

*「要請」とは、一定の行為について相手方に好意的な処理を期待することであり、当該要請に応じて医療の提供等を行う医療関係者は、自らの自発的意志によって行うことになる。

**「指示」とは、一定の行為について方針、基準、手続等を示してそれを実施させることをいい、指示を受けた医療関係者は、法的に当該指示に従う義務が生じる。ただし、本法においては、当該指示に従わなかった場合であっても、罰則規定は置いていない。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言について【第32条】(1)

政府対策本部長は、「**新型インフルエンザ等緊急事態**」が発生したと認めるときは、「**新型インフルエンザ等緊急事態宣言**」を行い、この宣言以降、解除まで緊急事態措置を講じることができる。

「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件について

新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件①に該当するものに限る。)が国内で発生し、当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして、政令で定める要件②に該当する事態

「新型インフルエンザ等緊急事態」までの一般的なプロセス

第一段階 海外で新型インフルエンザ等が発生(病原性が不明な段階)

- 感染症法に基づく厚生労働大臣の公表
⇒ 感染症法に基づく入院措置、検疫法に基づく検疫、隔離などの措置を実施
- 発生した感染症が、季節性インフルエンザにかかった場合の病状の程度と比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、特措法に基づく「政府対策本部」立ち上げ
⇒ 特措法に基づく、新型インフルエンザ等緊急事態宣言前に実施可能な措置を実施
- ・厚生労働省(国立感染症研究所を含む)は、WHO、研究者ネットワーク等を通じ、海外及び国内の発生状況、最新の知見を情報収集

第二段階 国内に侵入

【政令要件①案】

以下のいずれかの要件に該当した場合

- ① 海外や国内で発生した**感染症が新型インフルエンザ等感染症である場合は、その**新型インフルエンザ等感染症の亜型がH5N1であった場合
- ② 海外や国内で発生した**感染症が新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等感染症または新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る))である場合は、その**新型インフルエンザ等の臨床例の集積により、通常のインフルエンザとは異なり、重症症例(多臓器不全、脳症など)が多くみられる場合

【政令要件②案】


以下の要件に該当した場合

国内で新型インフルエンザ等に感染した者についての報告を受け、その者が誰から感染したかわからない場合、または、その者が不特定の者に感染させたおそれがある場合など感染がさらに広がるおそれがある場合

- ・ 基本的対処方針等諮問委員会による「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当すると公衆衛生学的判断を受け、政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を決定(期間、区域を含め公示)。
⇒ 都道府県知事が具体的な措置を実施

「新型インフルエンザ等緊急事態」を実施すべき区域について

- 政府対策本部長が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招いてしまうおそれが生じるような事態であることを、国民に分かりやすく周知するためのツール。
- 個別の緊急事態措置を行うための第一のトリガー。
 - ※ **新型インフルエンザ等緊急事態措置は、都道府県知事が、緊急事態宣言の対象期間・区域**(発生時に、新型インフルエンザ等の流行状況や社会的混乱状況の広がり等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定)において、**それぞれ個別の根拠条文に従い、地域の実情に応じて運用を判断。**



対策が手遅れとならないようにするとの危機管理の観点から、対象区域については、国が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、原則、都道府県単位で設定する。

(考え方)

・実際に発生した新型インフルエンザ等がどれくらいのスピードで感染拡大していくかは、宣言時にはわからないこと。特に新感染症は、未確定の知見も多いとみられる。



・このため、区域については以下の基本的考え方。

- イ) 原則、広域的な行政単位である都道府県の区域を最小単位とし、区域を設定する。
 - ロ) 原則、イの単位をもとに、発生区域の存する都道府県及びその隣接県を指定する。
 - ハ) 感染拡大の社会的条件なども考慮に入れ、柔軟な区域設定もあり得る。
- 二) 全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、そのときの人の社会的流動性や流行状況等も勘案しつつ、早い段階で日本全域を指定する場合も考えられる。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言について【第32条】(3)

「新型インフルエンザ等緊急事態」を実施すべき期間について

- 新型インフルエンザ等緊急事態の期間は、2年を超えない期間。ただし、1回限り、1年延長可能。
- 実際に設定する期間については、発生時に、新型インフルエンザ等の病原性の程度や流行状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定。

(考え方)

- ・ 実際に発生した新型インフルエンザ等がどれくらいで季節性になるかは、宣言時にはわからないこと。特に新感染症は知見もなし。(新型インフルエンザが大多数の国民に免疫が獲得されて、季節性インフルエンザになるまでに1～2年程度を要するとみられているため、2年としたところ。)



- ・ このため、最初は2年と定め、緊急事態措置の必要がなくなり次第速やかに解除することしたい。

「緊急事態措置の必要がなくなり次第」とは、具体的には、

- ① 罹患者の数、ワクチン接種者の数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ② 罹患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合 など

などについて、国内外の流行状況、国民生活、国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定することとなる。

「新型インフルエンザ等緊急事態」の概要について

- 新型インフルエンザ等の発生状況(患者が確認された地域、患者数等)、ウイルスの病原性、症状、感染・まん延防止に必要な情報などを公示。

(考え方)

- ・ 新型インフルエンザ対策を推進するためには、国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国だけでなく、地方公共団体、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。



- ・ このため、新型インフルエンザ等緊急事態における公示においては、以下の情報を盛り込むこととしたい。
 - イ) 新型インフルエンザ等の発生状況(患者数、各々の患者が確認された地域、各々の行動経路)
 - ロ) 病原体の病原性
 - ハ) 症状
 - ニ) 感染・まん延防止に必要な情報

感染を防止するための協力要請等について【第45条】(1)

新型インフルエンザ等緊急事態において、感染拡大をできるだけ抑制し、社会混乱を回避するため、以下のような措置を講じる。

1 不要不急の外出の自粛等の要請(第1項)

- 都道府県知事は、緊急事態において、住民に対し、期間と区域を定めて(※)、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことその他感染防止に必要な協力を要請することができる。

基本的考え方

【外出自粛等の要請の実施の段階について】

- ① 流行のピークを遅らせること(医療体制などを平時から緊急時に移行させる準備時間を稼ぐこと)を目的に発生初期に実施
- ② 医療体制などの限界を超えて患者数が急増することを防ぐことを目的に、患者の急増により医療提供のキャパシティを超えそうな時期に実施

○ 現行行動計画では、地域発生早期、地域感染期のうち流行が小規模な段階においては、一定期間地域全体で積極的な感染拡大防止策をとることとされている。また、「新型インフルエンザ対策ガイドラインの見直しに係る意見書」においても、地域全体での学校の臨時休業等の積極策の検討は、国内発生早期～流行拡大以前の間に行うこととされ、流行のピークにおいてこれらの積極策が必要となることが考えられる場合についても指摘されている。

【外出自粛等の要請の対象とならない外出の考え方】について】

具体的には、外出自粛等の要請の対象とならない外出としては、食料の買い出し、医療機関への通院、職場への出勤など生活の維持のために必要なもの以外の、いわゆる不要不急の外出を自粛するもの

○ 大規模なまん延によって引き起こされる国民生活及び国民経済並びに医療提供体制にわたる社会的混乱を防止するため、人と人の接触をできる限り抑制することが必要。一方で、外出しなければ、必要な生活・社会機能が動かない。

外出自粛等の要請の期間、区域

【期間の考え方について】

基本的対処方針で示す期間は、発生時に、その時点の知見も踏まえ、決定することとなるが、新型インフルエンザについては、季節性インフルエンザの潜伏期間が1～5日、発症から治癒までの期間がおおむね7日程度であることを踏まえ、おおむね1～2週間程度の期間となることを想定

【区域の考え方について】

具体的には、人の移動の実態(鉄道網、通勤・通学圏、商業施設等の集客ルート等)を踏まえて感染拡大防止に効果があると考えられる区域(市町村単位、都道府県内のブロック単位)を想定。

感染を防止するための協力要請等について【第45条】(2)

新型インフルエンザ等緊急事態において、感染拡大をできるだけ抑制し、社会混乱を回避するため、以下のような措置を講じる。

2 学校、興行場等の使用制限等の要請等(第2項、第3項)

- 都道府県知事は、緊急事態において、期間を定めて、学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設の管理者又はそれらの施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用の制限等の措置を講ずるよう要請することができる。
- 上記の場合において、正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延防止等のために特に必要があると認める場合に限り、施設の使用の制限等を指示することができる。(罰則なし)
- 要請・指示を行ったときは、その旨を公表する。

施設の使用制限等の期間、区域

【期間の考え方について】

第45条第2項に基づく施設の使用制限及びその他政令で定める措置(消毒液の設置等による消毒の徹底等の期間の考え方は、外出自粛要請等の期間の考え方と同様。

【区域の考え方について】

第45条第2項に基づく施設の使用制限の区域の考え方は、外出自粛要請等の区域の考え方と同様。

○外出自粛等の要請(第45条第1項)と施設の使用制限等の要請・指示(第2項・第3項)は一体として運用されるべきものとして想定したものである。

対象施設(第45条第2～4項)

施設の使用制限・停止、催物の開催制限・停止の要請を行う可能性のある施設を政令で規定。その対象施設は基準面積等を含め検討中。

具体的措置(第45条第2～4項)

- ・ 消毒液や手洗いの場所の設置による消毒の徹底、施設等利用者への咳エチケットの徹底などの感染予防策の実施
- ・ 施設等利用者が互いに接触・接近しないようにする(2メートルの間隔をあける)ために必要な措置の実施
- ・ 発熱などの症状がある人の入場禁止
- ・ 施設等利用者が発熱などの感染が疑われる症状を示した場合、消毒・清掃等の必要な感染予防策を講じることができる体制構築

第2項では、施設の使用制限・停止、催物の開催制限・停止その他政令で定める措置の要請を行うことができることとなっており、「その他政令で定める措置」として、「消毒液の設置、人数制限等のより私権制約の度合いの小さい措置が可能であることを明示」することという附帯決議(参議院)が付されている。

臨時の医療施設について【第48条】

医療の医療施設における医療の提供等

- 都道府県知事は、区域内において医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、都道府県行動計画で定めるところにより、臨時の医療施設を開設し、医療を提供しなければならない。(第48条第1項)
- 臨時の医療施設については、医療法、消防法、建築基準法、景観法による技術的基準の規定を適用しない。(第48条第3～5項)
- 施設開設に必要な場合には、土地、家屋又は物資の所有者等の同意を得て、土地等を使用することができる。正当な理由がないとき又は所在不明のため同意を求めることができないときは、同意を得ずに使用することができる。(第49条)
- 既存の医療施設について、緊急事態における医療提供を行うために病床数等を変更する場合には、医療法の許可を不要とし、変更内容の届出でよいこととする。(第48条第6項、第7項)

医療の医療施設等にかかる主な適用除外法令

・消防法 第17条第1項

病院の関係者は法令に定められた消防用設備等※1消防の活動のために必要とされる性能を有するように、法令で定める技術上の基準により設置し、及び維持しなければならないとされている。

・消防法 第17条第2項

市町村は当該自治体の実情により、消防用設備等の技術上の基準に関して、当該法令の規定と異なる規定を設けることができる。

☞ **特措法第48条第3項では、臨時の医療施設等について上記消防法の規定を適用しなくても良いとされており、その代わり特定都道府県知事(臨時の医療施設の設置者)は、同法に準拠した基準を定め、災害防止や安全確保等の措置を講じなければならないとされている。**

・建築基準法 第85条第1項

非常災害発生時に建築される応急仮設建築物については、一定の条件の下に建築基準法令を適用しなくてもよいこととされている。

・建築基準法 第85条第3項、第4項

上記応急仮設建築物は3カ月までは、別途行政機関の許可を得ることなく存続することができ、また行政機関が存続許可を行う場合には2年以内に限り行うことができる。

☞ **特措法第48条第4項では、臨時の医療施設等について上記建築基準法を準用することとされている。**

・医療法 第4章関係

病院、診療所等にかかる開設、管理、監督等についての規定

☞ **特措法第48条第5項では、臨時の医療施設等について上記医療法の規定を適用しないこととされている。**

財政上の措置等について【第62、63条】

新型インフルエンザ等対策や新型インフルエンザ等緊急事態において、本法に基づく処分又は要請・指示により生じた損失や損害については、以下のような補償を講じる。

1 損失補償等

- 特定検疫等において検疫対象者の増加により停留を行うことが困難な場合の病院・診療所・宿泊施設の使用(第29条第5項)、臨時の医療施設を開設するための土地・家屋・物資の使用(第49条)、医薬品・食品その他の物資の収用・保管(第55条第2項、第3項、第4項)の処分により通常生ずべき損失
- 都道府県知事からの要請・指示に応じて、新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)への医療の提供を行う(第31条第1項)、又は特定接種の実施に関し必要な協力を行う(第31条第2項)医師、看護師等医療関係者に対する実費の弁償 (政令でその基準を定める)

2 損害補償

- 都道府県知事からの要請・指示に応じて、新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)への医療の提供を行う(第31条第1項)医師、看護師等医療関係者が、そのために死亡、負傷若しくは疾病にかかり又は障害の状態になったとき、その者又は遺族若しくは被扶養者がこれを原因として受ける損害を補償

3 地方の費用負担

- 住民に対する予防接種：パンデミックワクチンの接種。全国民向け
 - ・実施主体割合：市町村
 - ・費用負担割合：原則 国1/2 都道府県1/4 市町村1/4
 - ※予防接種法の新臨時接種並び ※国費の嵩上げ措置あり ※健康被害救済についても同様
- 登録事業者の従業員等への特定接種：プレパンデミックワクチンの接種
 - ・実施主体：国家公務員・民間事業者は国、地方公務員(都道府県職員)は都道府県、地方公務員(市町村職員)は市町村
 - ・費用負担割合：実施主体が全額負担 ※健康被害救済についても同様
- その他(臨時の医療施設における医療提供、医療関係者の損害補償、埋葬・火葬 等)
 - ・実施主体割合：都道府県
 - ・費用負担割合：原則 国1/2 都道府県1/2
 - ※国負担は災害救助法並び ※国費の嵩上げ措置あり

➤ SARSのような新感染症が発生した場合

現在は、二類感染症に位置づけられているSARSだが、発生当初は

- WHOによる世界的警報が発せられており、
- 症状が重篤であったことや感染力(感染経路は不明)から新感染症に位置づけられたことから、世界的な研究が進むまでの間は、SARSが特措法の対象とされていた可能性がある。

SARS発生後の経緯

<平成15(2003)年>

- 3月12日 WHOによる重症型非定型肺炎の世界的警報。
- 4月 3日 SARSを感染症法上の新感染症として位置づけ(これにより、医師からの届出や、積極的疫学調査などの対策が講じられた。)
- 5月 SARSに感染した台湾人医師(台湾帰国後に発症)が関西方面を旅行。
- 7月 5日 WHOがSARS伝播確認地域である台湾の指定を解除し、SARSの終息宣言した。(日本における感染はなし。)
- 7月14日 指定感染症として位置づけ。(世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため。)
- 11月 感染力、罹患した場合の重篤性等総合的な観点からみた危険性が極めて高いなどの理由から、一類感染症として位置づけ

<平成19(2007)年>

- 4月 感染症の重篤性や感染性の度合いを考慮すると一類感染症に設けられている措置を行う必要性は低くなったが、依然として入院勧告等の措置が必要であることから、感染症法を改正し、二類感染症として位置づけ。

新型インフルエンザ(発生前で不明のため、高病原性鳥インフルエンザA/H5N1について記載)とSARSの比較

	症状	感染経路	感染力	薬	ワクチン
新型インフルエンザ	高熱、咳、息切れ、呼吸困難、腹痛、下痢	飛沫感染 接触感染	潜伏期間中・不顕性感染で、発症前の患者からの感染の可能性あり (潜伏期間1~10日)	抗インフルエンザウイルス薬	プレパンデミックワクチン パンデミックワクチン
SARS	高熱、咳、息切れ、呼吸困難	飛沫感染 接触感染	・発症前の患者からの感染なし ・発症後1週間後から感染性が高まる (潜伏期間最大10日間)	なし	なし

厚生労働大臣による新型インフルエンザ等の発生の公表(14条)

公表の際、総理大臣に、発生の状況、病状の程度その他必要な情報の報告

※ WHOがフェーズ4を宣言

政府対策本部の設置(15条)

病状の程度が季節性インフルエンザと概ね同等以下の場合には、法律上設置はしない
【任意に対策本部設置可】

- **基本的対処方針**の作成
- **特定接種**の実施
- 海外発生時の水際対策の的確な実施
- 現地対策本部の設置(必要に応じ)

都道府県対策本部の設置(22条)

- **特定接種**の実施への協力
- **医師等への医療従事の要請・指示等**

<市町村>

- 【任意の対策本部設置可】
- ※法律に基づく対策本部ではない
- **特定接種**の実施への協力

指定(地方)公共機関

登録事業者

- 【指定(地方)公共機関】
- ・業務計画を実行
- ・労務等の応援要請
- 【指定(地方)公共機関・登録事業者】
- ・登録に関わる必要な業務を継続

最長2年【+延長1年以内】

新型インフルエンザ等緊急事態宣言(32条)

<国>

- まん延の防止に関する措置
 - ・**住民に対する予防接種**の実施・指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザ薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用

<都道府県>

- まん延の防止に関する措置
 - ・**施設、催物の制限等の要請・指示**
- 住民に対する予防接種**の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置**
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザ薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用

市町村対策本部の設置(34条)

- 予防接種の実施
- ・**住民に対する予防接種**

【指定(地方)公共機関】

- ・職員の派遣
- <医療機関等>
 - ・医療等の確保
- <電気事業者等>
 - ・電気等の安定供給
- <運送事業者等>
 - ・旅客／貨物の運送確保、緊急物資の運送
- <通信事業者>
 - ・通信確保、必要な通信の優先取扱
- <郵便事業者等>
 - ・郵便等の確保

緊急事態宣言が解除された場合、**本部廃止**

新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、**本部廃止(21条)**

